

担当部署: 建設課

処分の概要	入居の決定
例 規 名 根 拠 条 項	八頭町営住宅条例 第9条第2項
例 規 番 号	平成17年条例第158号

## 【根拠条文】

(入居の申込み及び決定)

- 第9条 前3条に規定する入居資格のある者で町営住宅に入居しようとする者は、町営住宅入居 申込書を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、入居者を決定したときは、その旨を入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し通知するものとする。
- 3 町長は、借上げに係る町営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該町 営住宅の借上げの期間の満了時に当該町営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなけ ればならない。

## 【基準】

根拠条文及び第6条から第8条までの規定による。

(入居者の資格)

- 第6条 町営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の 安定を図る必要がある者(次条第2項において「老人等」という。)にあっては第2号から第5号 まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあっては 第3号から第5号まで)の条件を具備する者でなければならない。
- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、その他の婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。
- (2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。
- ア 特に居住の安定を図る必要がある場合として第4項で定める場合 214,000円
- イ 町営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において町長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円)
- ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) 町税を滞納していない者であること。
- (5) その者又はこれと現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。
- 2 前項に規定する老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

- (1) 60歳以上の者
- (2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度がアからりまでに掲げる障害の種類に応じ、それぞれアからりまでに定める程度であるもの
- ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級 までのいずれかに該当する程度
- イ 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令 (昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度
- ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度
- (3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の 円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1 項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関 する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付 を含む。)を受けている者
- (6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第 2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの
- ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条 の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
- イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当 該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
- 3 町長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。
- 4 第1項第2号アに規定する特に居住の安定を図る必要がある場合とは、次の各号のいずれかに 該当する場合をいう。
- (1) 入居者等にアからウまでのいずれかに該当するものがある場合
- ア 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が(r)から(r)から(r)までに掲げる 障害の種類に応じ、それぞれ(r)から(r)までに定める程度であるもの
- (ア) 身体障害 第2項第2号アに規定する程度
- (イ) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度
- (ウ) 知的障害 (イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度
- イ 第2項第3号に規定する者
- ウ 第2項第4号、第6号又は第7号に該当する者
- (2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合
- (3) 同居者に中学校卒業までの子どもがいる場合

## (入居者資格の特例)

- 第7条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の 明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の町営住宅に入居の申し込みをした場 合においては、その者は、前条第1項各号に掲げる条件を具備する者とみなす。
- 2 前条第1項第2号イに掲げる町営住宅の入居者は、同項各号(老人等にあっては、同項第2号から第5号まで)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(町営改良住宅への入居者の資格等)

- 第8条 町営改良住宅へ入居することができる者は、次に掲げる各号の1に該当する者で、町営 改良住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困窮すると認められる者でなければならない。
- (1) 次に掲げる者で住宅地区改良事業の施行に伴い住宅を失った者であること。
- ア 改良地区の指定の日から引き続き改良地区内に居住していた者。ただし、改良地区の指定 の日後に別世帯を構成するに至った者を除く。
- イ アただし書に該当する者及び改良地区の指定の日後に改良地区内に居住するに至った者。 ただし、住宅地区改良法施行令(昭和35年政令第128号)第8条で定めるところにより、町長が 承認した者に限る。
- ウ 改良地区の指定の日後にア又イに該当する者と同一の世帯に属するに至った者
- (2) 前号ア、イ又はウに該当する者で改良地区の指定の日後に改良地区内において災害により 住宅を失ったもの
- (3) 前2号に掲げる者と同一の世帯に属する者
- 2 前項の規定にかかわらず、町営改良住宅に入居することができる者が入居せず又は居住しなくなった場合における当該町営改良住宅への入居者の資格等については、第4条から前条までの規定(第5条第8号及び第6条第1項第2号の規定を除く。)を準用する。この場合において、第5条第8号中「町営住宅」とあるのは「町営改良住宅」と読み替えるものとする。

標準処理期間	30日					
備考						
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年	月	日	